

新たな市民活動支援事業【支援金決定方法(案)】

「届出」による支援金の決定方式から、有識者等からなる選定委員会等による「審査方式」に移行することを検討するに当たり、必要な事項について検討するものとする。

1. (仮称) 市民活動支援制度選定委員会 (案) 総数 10名

委員構成	想定委員	人数	現制度の 「判定委員」
市民活動に関する専門知識を有する者	学識経験者（大学教授） NPO関連団体 中間支援活動団体	3名	
税理士	近畿税理士会より推薦	1名	
市職員	市長公室長	1名	
市民団体の代表	町会連合会 商工会議所	2名	
公募市民	公募により募集	3名	

※ちよいず制度における判定委員のメンバーに新たな委員を追加することを検討。

■所掌事務について

- (1) 申請団体の申請内容に係る書類審査（一次審査）
- (2) 申請団体のプレゼンテーション審査（二次審査）
- (3) 申請団体の実績審査 など

【検討1】

◇太枠に記した委員が、新たに設置（増員）する委員として検討しております。
増員する理由として、民意（市民意見）を確保することを目的として考えております。

2. 選定委員会による審査

(1) 書類審査＜一次審査＞

本制度により支援を希望する団体から、支援希望事業について申請書類の提出があることから事業内容を精査し、支援対象団体として適切かどうかを審査する。

支援対象団体として決定した場合は、二次審査へ進むことができる。

○申請書類（案）※ちよいず制度と同じ

- ・支援対象団体エントリーシート
- ・団体概要調書
- ・規約・会則・定款等及び役員名簿等の写し
- ・事業計画書
- ・収支予算書

■審査内容（案）

①申請団体の要件（※ちよいず制度と同じ）

次に掲げるすべての要件を満たしている団体とする。

- ・市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- ・規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- ・団体を組織する構成員が5名以上であること。
- ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- ・公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ・宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

②申請事業の要件（※ちよいず制度と同じ）

次に掲げるすべての要件を満たしている事業とする。

- ・特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他社会貢献に係る分野のものであること。
- ・営利を目的としないものであること。
- ・事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- ・市民を主たる対象とするものであること。
- ・当該市民公益活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- ・支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

③事業計画、予算案の審査

事業計画の内容が公益活動（共益・私益でないこと）であり、社会貢献活動にあたるか。予算案について、実行可能性があり適正な予算計画となっているか。など

二次審査へ進めるべき内容のものかどうかを審査する。

(2) 公開プレゼンテーション＜二次審査＞

一次審査（書類審査）を通過した事業について、申請団体のプレゼンテーションを評価基準に基づき採点をする。プレゼンテーションについては、限られた時間内におけるPRであり、発表者の技能により左右されることもあることから、申請書類も十分に加味した上で評価するものとする。

○プレゼンの流れ（案）

準備	2分	} 1団体あたり10分を想定 36団体の場合 ⇒ 6時間（360分）かかることになる。 ※要検討事項
発表	5分	
質疑	3分	

■審査内容（案）

- ① カテゴリー別に「審査基準」に基づき採点を行う。
- ② 採点方法は、各委員の（審査基準ごと）平均点を合計したものを得点とし、70点満点で採点する。
- ③ 採点結果に基づきランク分けを行い、予算の範囲内において補助率を決め、支援希望額に補助率を掛けて支援金額を算出する。

【カテゴリー】（案）

- ① 保健・医療・福祉・健康・地域ボランティア等
- ② 文化・芸術・スポーツ・生涯学習等
- ③ まちづくり・地域活性化・伝統文化継承（祭礼含む）・地域交流促進等
- ④ 環境保全・環境衛生・動物愛護等
- ⑤ 子ども健全育成・子育て支援等

※申請時に申請団体において、主な事業目的に基づきどのカテゴリーに属するかは申告してもらう。

【検討2】

◇事業の内容に応じてカテゴリーに分けて審査することを検討しております。
カテゴリーごとに審査する理由として、多種多様な市民活動を比較（採点）する上である一定の枠組みの中で審査の方が適切な評価が行えるのではないかと考えております。

【審査基準】（案）

選定委員 10 人 ⇒ 各委員の合計点の平均点の合計を得点とする（70 点満点）

※審査基準 配点（案）

審査基準		配点
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	5
	②事業の成果が不特定の市民の利益につながる事業であるか。	5
	③地域の社会的課題の解決につながる事業であるか。	5
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	5
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。	5
実行性	⑥目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	5
	⑦事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	5
	⑧事業にかかる申請額が適切であるか。	5
自立性	⑨補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	5
	⑩将来は補助金に頼らず自立した事業の実施に期待できるか。	5
	⑪団体の構成員や組織が安定しているか。	5
協働性	⑫広く市民や団体等が参加することができる事業であるか。	5
	⑬市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	5
	⑭世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	5
合 計		70

※合計得点が、35 点未満の場合は、支援対象外とする。

現状（案）では一律としているが、重要と考えられる項目については配点を増やすなどを検討

【採点基準】（案）

下記採点基準を参考に各項目について得点化する。

非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

【検討 3】

◇市民活動を評価する上で、「公益性」、「継続性」、「実行性」、「自立性」、「協働性」の 5 つの項目において、それぞれの審査基準の設定を検討しています。

審査基準を設定する理由としては、市民活動を適切且つ公平に審査するための指標として定めることを目的として考えております。

【ランク】(案)

得点	ランク	補助率
70.0 ～ 60.1	A	100%
60.0 ～ 50.1	B	90%
50.0 ～ 45.1	C	85%
45.0 ～ 40.1	D	80%
40.0 ～ 35.1	E	75%
35.0 未満	支援対象外	0%

※補助率については、予算の範囲内に支援金額が収まるように流動的に決定する。

【検討4】

◇事業を得点化してランク分けすることで、ある一定の競争原理が働き、事業のマンネリ化を予防すると共に、より良い事業へより良い支援となるようにと検討しています。
またランク分けすることで、予算の範囲内における支援となるように補助率を設定し、予算の範囲内における支援として検討しております。

■採点手法 (案)

公平性・透明性を確保するための採点方法とするため、次に示す2パターンを検討。

課題としては、審査委員と申請団体との関連性及び極端な採点の防止。

公平性・透明性を確保するためのあり方として望ましい手法を検討。

●採点方法 (案) パターン①

全選定委員の各項目における平均点の合計を得点化。

選定委員の中に関係性が疑われる団体の審査があった場合は、審査を自粛いただく。(自己申告)

平均点とすることから、審査を自粛する委員がいた場合でも得点化は可能。

団体番号1 ●●実行委員会															
項 目		公益性			継続性		実行性			自立性			協働性		
設 問		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1	A委員	4	3	3	5	3	5	5	5	3	5	5	4	5	5
2	B委員	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
3	C委員	5	5	4	5	4	4	5	4	4	4	4	3	3	3
4	D委員	4	3	3	3	5	4	3	5	3	5	4	3	2	3
5	E委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	F委員	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	G委員	5	4	5	5	5	4	4	3	5	5	4	3	3	3
8	H委員	3	5	2	5	2	3	3	3	5	3	4	5	3	5
9	I委員	5	2	3	4	5	1	2	3	4	5	3	2	3	4
10	J委員	5	3	4	5	3	2	3	4	3	5	2	3	4	5
平均点		4.0	3.3	3.2	4.1	3.6	3.2	3.4	3.6	3.6	4.1	3.5	3.2	3.2	3.7
合計点		49.70													

《審査結果》

【団体番号 1 ●●実行委員会】 得点 49.7点 ⇒ ランク C ⇒ 補助率 85%

【団体番号 1 ●●実行委員会】 支援希望額 500,000円

《支援決定額》

計算式 500,000円 × 補助率85% = 425,000円

●採点方法（案）パターン②

全選定委員において各項目を採点し合計点を算出し、合計点の最高点と最低点をつけた選定委員の点数を各1名ずつ分を控除したものの平均点を得点化する。

選定委員の中に関係性が疑われる団体の審査があった場合は、審査を自粛いただく。（自己申告）平均点とすることから、審査を自粛する委員がいた場合でも得点化は可能。

団体番号1 ●●実行委員会																
項 目		公益性			継続性		実行性			自立性			協働性			合 計
設 問		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
1	A委員	4	3	3	5	3	5	5	5	3	5	5	4	5	5	60
2	B委員	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	55
3	C委員	5	5	4	5	4	4	5	4	4	4	4	3	3	3	57
4	D委員	4	3	3	3	5	4	3	5	3	5	4	3	2	3	50
5	E委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	42
6	F委員	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	27
7	G委員	5	4	5	5	5	4	4	3	5	5	4	3	3	3	58
8	H委員	3	5	2	5	2	3	3	3	5	3	4	5	3	5	51
9	I委員	5	2	3	4	5	1	2	3	4	5	3	2	3	4	46
10	J委員	5	3	4	5	3	2	3	4	3	5	2	3	4	5	51
																51.25

※最高点 A 委員、最低点 F 委員の得点を除き、他の 8 名の委員の得点の平均点を得点化する。

《審査結果》

【団体番号 1 ●●実行委員会】 得点 51.25点 ⇒ ランク B ⇒ 補助率 90%

【団体番号 1 ●●実行委員会】 支援希望額 500,000円

《支援決定額》

計算式 500,000円 × 補助率90% = 450,000円

※採点表については、透明性・公平性の確保の観点から公表する。ただし、上記のように委員名は伏せるものとする。

【検討5】

◇公平性・透明性を確保するための審査手法として検討しています。

審査委員会における私情（団体との関連性・好き嫌い）は当然あるものであるが、それが採点に影響することは望ましくない。

公平性・透明性を確保し、適正な審査手法となるよう検討を行っております。